

自死遺族が被る社会的偏見と差別への取り組みについて

著者	岡本 洋子
雑誌名	社会関係研究
巻	23
号	2
ページ	1-50
発行年	2018-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1113/00003113/

論文

自死遺族が被る社会的偏見と
差別への取り組みについて

岡 本 洋 子

要 旨

わが国における自死（自殺）対策は、2006年の自殺対策基本法の制定以来、少しずつではあるが、さまざまな取り組みの広がりと共に自死者の減少というかたちで功を奏してきているかに見える。確かに2016年の自死者は21,897人で、前年2015年より2,128人の減少となった。

しかし、今なお、年間2万人の自死者があり、自死で家族を亡くした自死遺族は、約300万人と推計されている。これほどの自死遺族が存在しながら、自殺対策においては、予防の方により重点が置かれてきた現実がある。また、そのことは、これまで自死遺族の抱える問題に目が向けられることが少なく、殊に、家族が自死で亡くなったということで受ける偏見や差別による問題については、関心も薄く、その取り組みが後回しになってきた感を呈している。

自殺対策基本法には、自死者や未遂者、またそれらの親族に対して名誉や生活の平穩への配慮が書かれている。それは、自死ということでの遺族に対する偏見や差別による侮辱的な態度、不利益を与えるような行為や不当な扱いなどをしてはならないということを意味している。

本稿では、自死遺族が偏見や差別による問題に直面する中、当事者グループの活動を通じて、分かち合いやネットワークによる情報の交換、また要望書という形で国や自治体、職場や地域などに偏見や差別で生じる問題を訴え始めていることを取り上げ、その意味を考えた。さらに、自死遺族の抱える問題に理解を示す弁護士や司法書士などの専門家たちが、権利保護の面か

らそれらの問題に取り組み始めていることについて紹介し、今後、国や社会が自死遺族の抱える偏見や差別による問題に対して、今後どのように向き合い、取り組んでいくのかを考察した。

はじめに

わが国における自死者数は、警察庁の統計によると2016（平成28）年途中で21,897人であった¹⁾。これは、同じく警察庁の統計で1998（平成10）年の32,863人より、約1万1千人も少ない数字である。この1998年は、年間の自死による死亡者数が一気に3万人に上った年である。その後、2010（平成22）年以降は、僅かながら減少傾向にあり2012（平成24）年には3万人台を切り、その後も年間3千～2千人の減少が続いている。

このことは、2006年（平成18）年の自殺対策基本法や翌2007（平成19）年の自殺総合対策大綱の制定による国レベルの自殺対策が開始されたことによるとみられる。しかし、それに比べ自死により家族を亡くした自死遺族についてみると、それほど関心が向けられてきたとはいえ、これといった対策が取られてこなかったのが現状である²⁾。『都道府県・政令都市における自殺対策および自死遺族支援の取組状況に関する調査・報告書（平成23年度）』では、全国的に自死遺族支援に関する地方自治体への調査と集計報告がなされているが、それ以降、国としての調査等は実施されていない。

確かに、自死遺族支援についてのハンドブックや研修会等は、厚生労働省はじめ、各地方自治体の精神保健関連の課や保健所、また関連団体（NPOなど）でも実施されている。しかし、その内容は、悲嘆のケアや精神・心理に関する支援等がほとんどであり、いわゆる自死遺族が抱えている問題である日常的に発生する生活問題、地域や人々との関係などに対することまでには及んでいない。自死の遺族ゆえに被る生活上でのさまざまな問題、課題は、偏見や差別によりさらに遺族たちを悩ませている実状があるということが、自死遺族の団体や研究などから分かってきた（全国自死遺族連絡会、ライフリンク、）。

これらの問題については、従来は個人的な問題として考えられ、社会的に取り上げられ取り組まれることが少なかった状況にあった。しかし、2006年、「自殺対策基本法」が制定されて10年経った今、自死遺族たちは自ら自助グループを結成し、集会や情報の交換などで自死による偏見や差別による問題に立ち向かい始めている。また、彼らの抱える問題に理解や関心を示し、権利保護の面から共に取り組もうと立ち上がった専門家たちも出てきている。

本稿では、これらの取り組みの実例を紹介し、自殺対策基本法に「社会的な取り組み」と掲げている自死対策に国や社会は、自死遺族が被る社会的偏見と差別にどう向き合っていくのか、また今後どのような取り組みが展開されていくのかを考察した。

第1章 自死による偏見と差別の問題への取り組み

第1節 自死遺族と支援

1. 自死への偏見や差別による遺族の抱える問題

自死で家族を亡くした自死遺族は、その死因が自死であることで様々な偏見や差別から来る問題で悩んでいる。その概要は、次のようである。

1) 親族や周囲の人々からの偏見の目や対応、非難の態度

葬儀において、親族から非難の目や態度をとられ、怒りのために葬儀に参列しない親族も出てきて遺族を深く傷つけてしまうことになる（平山2004：14）。また、自死で夫を亡くしたAさんは、今まで挨拶を交わしていた近所の人が、買い物で会ってもさっと向きを変えられるようになり、それからは遠くのスーパーに出かけ行くことになったと言う。

2) 支援機関、団体などの支援者による偏見や差別の言動

自殺対策基本法が2006年に制定、施行されたことにより、国や地方自治体は自殺予防・防止の施策を進めることになった。それに関連して行われる自死遺族へのカウンセリングやシンポジウム、また自死遺族の分かち合いの会のファシリテーター養成会などでの支援者といわれるものから受ける偏見や

差別の言動に不快感や傷心、屈辱等を受けるというものである。例えば、「遺族は知識がない人たちです」、「自死はくたびれの死である」や「遺族の心は分かっています！私は専門家ですから」などである（田中 2009：52）。

3) 警察による事情聴取や自死者の扱いについての苦痛や屈辱、不快感

自死が起ると、警察官や監察医による現場検証があり、遺族への尋問が始まる。そこでは容疑者扱いされ、本当は知られたくないプライベートなことを供述しなければならず、耐え難い苦痛や屈辱を味わうことになる（平山 2004：13）。遺族は身元確認のため変わり果てた家族に会うこととなるが、ガレージに置かれ、ビニールシートに覆われた家族を見て、「まるで“物扱い”で、人間扱いされていなかった」と自死で夫を亡くした60代の女性はその時のことを語っている（岡本 2017：48）。

4) 自死の起きた賃貸建物への多額な損害賠償金の請求

自死により賃貸建物は、「事故物件」となり、特に自死の場合は「心理的瑕疵」とみなされる。「心理的瑕疵」には、明確な定義はないものの自死に対する偏見から、「忌避感を呼び起こすものとして、現場で『心理的瑕疵』と名付けられている」という（杉山 2016：208）。そのことで、不動産としての価値が下がることになるが、貸主には「善良なる管理者の注意義務」（以下、善管注意義務）等が発生する。これは、宅地建物取引業法第47条の第1号の二に宅地建物取引業者がやってはならない行為に「事実の不告知」があり、過去に自殺がでて心理的嫌悪事項とみなされた物件には、借主に事前に報告する義務が課せられている。

以上のことから、自死の起きた賃貸建物は借主が減ったり、いなくなったりと賃貸料を下げるしかない状態になり、それは貸主の大家や管理会社にとって大きな損失となる。そこでその損失額を遺族である家族に損害賠償金として請求することになる。

ときには、多額の賠償金が請求されることもあるという。自死が起きたのは浴室だったのに部屋全体のリフォーム代が請求された例や自死が起きたことで借主がいなくなったからと1棟丸ごと建て替えるからと買い取るよう

1,000万円以上の請求された事例もあるという。それでも自死で家族を亡くし困惑と悲嘆に暮れている家族は、分からないまま言われるままに支払ってしまったり、そのことで経済的危機に見舞われる場合もある。さらに、お祓い料として家族に請求されることもあり、これも相場がないために言われるままに払っている遺族は多い。

5) 生命保険での「自殺免責期間」

自死ゆえに「自殺免責期間」があり、保険会社によって期間は違っているものの、免責期間は他の死より長く設定されている³⁾。これは保険金目当ての自死を防ぐためという名目だと言う（田中 2016 : 13）。

以上のように、自死ゆえに様々な分野で自死遺族が偏見や差別的扱いを受け、問題を抱えていることが分かる。

2. ポストベンションとしての自死遺族支援

自死により家族を亡くした家族への支援については、自死遺族支援対策として自殺対策基本法第1条に総合的取組みとして記載されている。この第一条に支援の必要性が明記されたことについて、自死遺族支援について研究している清水新二は、「行政法としては異例といってもよい。それだけ自死遺族支援問題が喫緊の課題であること、それも社会的、総合的な取組みとして進められねばならない重要性を反映するものといえる」と指摘している（清水 2009 : 11）。そして、自殺防止の対策においては、「プリベンション（予防）」、「インターベンション（防止・介入）」「ポストベンション（再発防止）」の3局面において、「ポストベンション」として指し示されるとしている。

この基本法が成立してから10年が経過した。そして今、自死遺族たちが家族を自死で亡くしたことによる偏見や差別の問題に苦しめられてきたのにもかかわらず、そのことへの取り組みは後回しにされた現実が見えてきた。自死遺族の一人である田中幸子は、「自殺対策基本法が施行され、自殺総合対策大綱の策定がなされ、自死遺族支援事業として実行されているが、遺族が望む支援と実際の支援内容の違いに期待を裏切られた感が強く、憤りを覚え

心が傷ついている遺族も多くいる」と訴えている（田中 2009：50）。

その理由として、これらの支援が行政主体で行われたという側面がある。支援者の多くが医療や保健、心理関係の専門家であり、「心のケア」に重点が置かれた支援者側からの一方向による支援体制であったことが上げられている。ただ、前述の自死への偏見や差別による遺族の抱える問題⁴⁾で上げたように、生活面や精神的困惑や屈辱感等の自死の偏見、差別から来る問題に直接届く支援とは言い難い⁴⁾。田中は、総合支援という取り組みを国や都道府県関連機関や団体に要望している（田中 2009：59）。それは自死遺族が直面している問題に個々に迅速に取り組む体制と実行である。

そこで、このような支援する側と、支援される側に二分された形ではなく同じ目線で語り合い、情報交換などを通し、偏見や差別による問題に取り組もうと、今、自死遺族たちは自ら団体を作り、活動の拠点を設けて様々な活動を企画し展開し始めている。

その一つが、前述の4) 自死の起きた賃貸建物への多額な損害賠償金の請求に対し、理解と協力の手を差し伸べている司法書士や弁護士等の専門家を交えての「自死遺族等の権利保護研究会」の活動である。ここでは個別の案件についても相談に応じるほか、シンポジウムを開催して研究者や広く市民等に向けての講演会や関係者によるパネルディスカッションで自死遺族の抱える問題への関心を深めてもらうことを目的として開いている⁵⁾。

それは、「ポストベンション」という自殺対策の一局面に仕切られるのではなく、自分たちの現実問題としての困難に立ち向かおうという当事者としての取り組みである。

第2節 自死遺族の自助グループ

1. 自助グループとは何か—その意義と活動内容

当事者である自死遺族の中には、互いの悲しみや苦しみを語り、分かち合うというグループを設立させ、全国各地でその活動を行っている方々がいる。その方たちが作ったグループを自助グループという。

この自助グループの意義について、精神保健福祉の見地から田辺等は、「自死遺族の多くは、自死という事実を世間に封印し、故人のゆかりの人と思ひ出を語り合う弔いもできずに、苦しい時を過ごす。彼らには事実を隠さなくてよい安全、安心な場所と仲間が必要である」と述べている（田辺 2009：105）。また活動については、「その点で自死遺族同士が体験を交流する『分かち合い』の集いが注目されてきた」とし、交わり、語り合う「分かち合い」がその活動の中心となってきたという。この自死遺族を対象にした「分かち合い」の集いであるグループセッションを持つグループについて田辺は、自助グループの他にサポートグループ、セラピーグループの二種類を上げている（同：106）。それは、支援者による自死遺族の集まりではなく、自死遺族のみの集まりであり、活動である。

現在、全国にある自死遺族の会の総数の把握は難しいが、本稿で調べた遺族の会の一覧を別紙として巻末に掲載している。

2. 当事者にとっての自助グループと悲しみの捉え方

自助グループに関連し、岡智史は、自死遺族が抱く悲しみの捉え方は、「悲しみは愛おしさ」「悲しみを抱いて生きる」という言葉で説明している（岡 2012：7,9）。つまり、悲しみが消えることは望んでいないということであり、悲しみを抱いていることで積極的に生きていこうという考え方が見える。

一方で悲しみの捉え方については、心理学的、また精神療法の側面からグリーフの経過の段階として様々な説が論じられている。それらは、特に悲嘆と言われる悲しみを苦痛と捉えた「治療的」見地から解明がなされている。キューラーロスの「5段階モデル」、W、ワーデンの「課題モデル」などで、そこでは悲しみの癒し方が課題となっている節があり、専門家による療法や介入などが語られている。

この点で、多くの遺族がグリーフケアの考え方に違和感をもってしまう。それは、悲しみが続くことは、好ましくないとの考え方があり、悲しみが軽減、また消えてしまうようにするのが、グリーフケアであると捉える点であ

る。しかし、自死遺族はあくまでも悲しみを大切にもっていたいと主張し、自死で家族を亡くした遺族の多くは、その悲しみは自分たち当事者でなければしっくりとは分かりあえないと考えている。ここに「悲しみ」を中心とした遺族と支援者との理解の食い違いがあり、そこからの精神的苦痛や齟齬、不信感なども生じていると考えられる。

遺族にとっての悲しみとは何かについて、全国自死遺族連絡会の田中幸子は、「悲しみもまた私のもの…。グリーンケアは要らないという声が自死遺族にはある…」という(田中 2012 : 3)。これは悲しみを肯定した言葉であり、言いかえれば、生きる力である。そうであれば、この悲しみを否定されたら生きていけないということになる。遺族は、喪に服し、静かに悲しみと向き合いたい、抱いていたいという遺族の望みを尊重し、また「悲しみ」を分け合う場所として、自助グループの活動は必要とされているのである。

自助グループの強み—グループの軽みとユーモア、笑い

「心的外傷と回復」の著者であるジュディス・L・ハーマンは、自助グループにおける悲しみの作業を分かち合うことにおいて、「グループは軽みを見せてほっとさせる瞬間をつくる」ことを提唱している。それは、「お互いに思いも寄らない強さを出せることがある。その強さの中にはユーモアのセンスもある。時にはもっとなつらい感情が笑いを共とすることによってその毒を失わせることもある」と述べている(Herman=1999 : 366)。悲しみの中にユーモアをそして笑いを持ち込むことがまた、自助グループの強みとなっていく。

3. 「セルフヘルプグループ」という考え方

セルフヘルプグループを研究してきた岡知史は、自死遺族など悲しみや苦悩などを抱える人たちへ「もう一つの生き方」という回復への手がかりとして、セルフ・ヘルプ・グループの活動を提案している(岡 1999 : 108-109)。

セルフヘルプグループとは、英語でSelf-Help Group(以下、SHG)と書く。岡は、日本語に訳すと「現状では、自助グループとか当事者組織とか訳され

ている」としながらも、「自助ということばがself-helpをselfとhelpにそれぞれ、漢字をひとつひとつ当てはめただけ」と指摘する。とは言え、セルフヘルプグループというカタカナ文字は日本の日常生活にはなじみにくい言葉ではないのではないかと、**「本人の会」**という言葉を示している（岡 1991：275, 277-278）。

岡がすすめるSHGの活動は、大阪府の社会福祉法人阿部野区社会福祉協議会内の**「あべのボランティアビューロー」**の職員として**「サロン・あべの」**という障害者と健常者が出会う場作りを企画、毎月1回集いを持つ活動などのボランティア・コーディネーターとしての経験から始まる。そして当事者の自立を彼ら自身から考える**「新しい当事者」**を研究し、SHGの考え方を構築してきた。このSHGは、海外、主に米国で展開されてきた援助形態の一つで、これまで日本ではあまりなじみのない言葉であり、その点でもそのままの言葉が使われることが多かったと言う（岡 1991：280-281）。

また、SHGについては久保紘章が、精神医学ソーシャルワーク、特に自閉症児・者とその家族への援助とそのかわりからセルフ・ヘルプグループについて研究をしてきた。久保は、**「セルフヘルプ・グループとは、なんらかの問題・課題を抱えている本人や家族自身のグループである。したがって、『当事者であること』がまず最大の特徴であり、重要な意味をもつ」と述べている（久保・石川編 1998：2）。また、「SHGは自助グループ、当事者組織などと用いられているが、まだ訳語としても定着していない」としている。そこで、ここでのセルフヘルプ（self-help）の意味は何かということに関し、次の2つの意味があるとしている。**

1つは、個人による自助、独立の意味（自分のことは自分です）があり、自立（自律）をさしている。もう1つは、相互援助（mutual aid）、共同の意味である。セルフは、自分(I)だけではなく、われわれ(We)をさすので、「仲間同士の共同による自助」の意味も含まれている。つまりセルフヘルプは、独立と依存の両面が含まれている（久保・石川編 1998：3）。

以上から、セルフヘルプ・グループを『自分のことは自分です』self-helpと『相互に助け合う』mutual helpが組み合わされて『仲間同士が支え合うグループ』と考えることができる」という。

一方、前述した岡のセルフヘルプグループ：「本人の会」では、殊に、当事者のみの自助活動にこだわりを見せる。「本人の会」でなければできない支援のやり方、アプローチがあると考えている。そして、そこでの「わかちあい」が「本人の会」の原点という。その「わかちあい」の特徴、メリットの一つは、「自分の抑えられていた気持ちを出すことによって心を軽くし、次のステップに進もうという前向きな姿勢が含まれる」ことだと言い、次のように説明する。

同じ体験をした者同士が出会い、悩みや苦痛などを共有し理解し合うというものである。その人しかわからないつらさ、情けなさ、無力さ、自責の念など当事者だからこそ分かり合えるという。それは、慰めではなく、励ましでもなく、同じ気持ちをシェアすることのできるうれしさである（岡 1999：6-7）。

そして「わかちあい」は、1)「気持ち」、2)「情報」、3)「考え方」の3つにおいて展開され、またルールとして、「言いつばなし、聴きつばなし」があり、話されたことへの注釈も詮索も行われず、話されたことを「ありのままに認め、聴く」というつまり援助における受容が徹底されるという（岡 1999：14-28）。

これら3つの展開について要約すると、次のようである。

①「気持ち」のわかちあい

この会の基本姿勢である。また、ここで語られたことは、「その場において立ち去り、そこには口にしないとい」約束が守られている。これらのことは、他の「わかちあいの会」でも行われていることだが、この会が一線を画しているのは、メンバーが当事者のみという点である。つまり、ファシリ

テーターがいても当事者であり、心理関係や医療・保健・福祉の専門家も一切交えない。ここでは、とにかく今まで抑えていた気持ちを思いっきり話せる場を作り出すことに重きを置いているということである。

②「情報」のわかちあい

「さまざまな困難を経験してきたメンバーが蓄積してきた知識、技術などたとえば、福祉制度や学校のこと、治療費に関することなど生きた情報が得られる」という。会によっては、専門医の協力で、「病気の説明や療養の仕方」などを提供してもらい、それをわかりやすくした「ハンドブック」を作成するところもあるという。体験に基づいた情報は、会に集まってくるので情報の入り口にもなっている。

③「考え方」のわかちあい

とかくネガティブになりがちな考え方を良い面に向けていくことができるという。例として、障がいがあって、それを恥ずかしいと思っていたのが、同じような障がいの人たちの会では、「障がいも一つの個性だ」と捉えることができ、また、「障がいがあることによって人の苦しみや悩みをわかることができた」といった考え方が会では話し合われるという。世間からは、偏見や差別の目で見られていたことも同じ境遇の人たちの会で出会うことにより、「自分は異常ではない」「個性」やもう一つの生き方」である。

「ひとりだち」を目指すということでの「本人の会」

岡はまた、セルフ・ヘルプの活動には、「たすけあう」のではなく、「わかちあう」ということが重要だと主張する。たとえば、アルコール依存症の人たちが、立ち直るのは究極的には自分でするしかないということ。つまり酒を飲む、飲まないは自分で決めることであり、この点で、労働組合などの団結力で乗り切るということではなく、「ゆるやかですが深い信頼感が人びとを結びつける」と言う。「本人の会」では、「わかちあい」の手順と約束を決めていることのほかは、メンバーを拘束することはない。それはそれぞれ、立ち直りの速度や状態などはさまざまなためであり、会は全国各地につくら

れているという（岡 2009：37）。このことは、障がい児を持つ親の会であってもその他、遺族の会であっても各人のライフステージやエピソードからの経過時間などなど様々であって、各々必要とする「わかちあい」の内容は違っていることをさしている。

4. 「当事者福祉論」という新しい当事者としての関係性

岡の提案する「セルフヘルプグループ」では、特に自由な会の選択、自発性を強調している。それは、それぞれの苦難や悲しみには個別性があることが挙げられるだろう。そして、生活環境や生育歴なども影響してくると思われる。

ここでは、福祉の対象としての当事者を従来の「救う」から「助ける」、そして「支える」、さらに「学び合う」という新しい当事者の捉え方、当事者観が生まれてくる。これを「当事者福祉論」として新しい当事者としての援助者の向かい方を提示している。つまり、従来の援助者と当事者の関係性を支援する側とされる側という方向性から、対等な関係性を築いていくものとして期待される⁶⁾。

一方でボランティアや専門家など、第三者との関わりを強く拒否することについては、そのセルフヘルプ・グループの純粋性、ピュアな活動を強調するあまり、社会との関係性はどうなるのかという疑問がわいてくる。セルフでありまた、相互であるこのセルフヘルプグループ支援の在り方は今後も注目されていくのではないだろうか。

5. 「当事者主権」という考え方

セルフヘルプ・グループでは当事者であることが重要となるが、では当事者という概念は、どう位置付けられるのか。そして、当事者とは何か。当事者会や当事者グループの会など当事者でなければ話せないということが、当事者であることの位置づけでありまた共通の認識のとなる。一方で、当事者である自死遺族間でもその自死や自死者である家族との向き合い方は様々で

ある。時間の経過やその後の家族環境、周囲や仕事との関係からも悲嘆や苦痛、また諸々の問題や課題があって、一括りとはいかない。

さて、当事者主権ということばによる生活や支援についての提示がある。中西正司は、交通事故に遭い四肢まひとなり、その後自らの生き方を求めて1986年に、自立生活センター、ヒューマンケア協会を設立した。中西は、「当事者宣言」を掲げ、当事者主権を次のように主張している。

何よりも人格の尊厳にもとづいている。主権とは自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権、すなわち自己決定権をさす。私の子の権利は、誰にも譲ることができないし、誰からも侵されない、とする立場が「当事者主権」である（中西 2003：3）。

このことは、今、認知症の方や障害のある方たちが、当事者の声をもっと聴いてほしい、そして自分たちの存在をもっと認めてほしいと声を上げていることに通じてくる。国際的にも大きな動きを呈してきたそのスローガンは、“Nothing about us without us”(私たち抜きには、何も始まらない)である。これは2004年の国際アルツハイマー病協会国際会議で、クリスティン・ブライアン氏が提唱した言葉である。この言葉は、認知症の方たちのみならず、多くの障害や社会的課題（差別や偏見等）と向き合い、闘っている人々によって主張されている。

また中西は、このスローガンのことばの意味することを「もっとも基本的なことを、社会的な弱者と言われる人々が奪われてきた」ものと主張する。これは、自死遺族にとっても同じことが言える。つまり、自分たちの悲しみや苦しみが、第三者によって決められ、支援がなされることへの違和感であり、抵抗感である。

それは、「当事者の、当事者による、当事者のための」支援が今、求められているものの、まだ道半ばでもあることを示している。では、当事者への支援はどうあるべきなのかを次に、考えていく。

第3節 当事者をめぐる支援の広がりと課題

1. 当事者と支援者

では、当事者である自死遺族と支援者との関係は、今後どのようにあるべきかを考えたい。自死遺族の支援について当事者からまた、支援者側からの係わり合いのあり方について研究してきた清水新二は、「当事者世界と非当事者世界の結びきり」というテーマで、その課題と今後の展開について述べている。そこで課題として取り上げていることは、自死遺族から「自死遺族支援を自死予防対策として利用しないでほしい」との声であり、次のような提案をしている。

自死の「予防・防止」と「事後対応支援（ポストヴェンション）」は一応別物でありつつ、同時に「生きることへの支援」という形で繋がっているのだと考える両者の「切り結び」論に展開しました。“目的”としてでなく丁寧なケアと支援の“結果”として、自死遺族支援がもう一つの自死を防ぐ効果を持つことがある（また当然持たないこともある）、ここに両者の接点を認めるものです（清水 2015：2）。

清水はまた、臨床家族社会学の視点から家族経験が日常的な経験知を持っていることに注目し、それに専門家による「科学知」が互いに結び合うことにより、「専門家の科学知のみならず当事者を中心とした実感・実体験に基づく生活知の重要性が強調される」ようになってきていると述べている。さらに自死遺族の方々への支援のあり方について、当事者である自死遺族の側と支援者サイドがどのようにしたら互いに理解し合い、連携を展開していけるのかを「切り結び」論として次のように提言をしている。

当事者性の考え方は当事者絶対主義を否定することなく、それでも両者を結ぶ接点を模索するものです。当事者の直接的な体験・感情的苦悩は到底理解不能（切り分け）だとしても、そしてそうであるならばその固有体験の理解を絶対的な前提としない自死遺族支援活動をどう考え展望するのか（切り結び）を考えるものです（清

水 2015 : 4)。

「死者の側」から「生者」をみることでの遺族支援

グリーンケア・サポートプラザ（遺族会）の設立者であり精神科医の視点から平山は、遺族支援について「一度、生者から死者の方に目を向けるのではなく、亡くなった人だったら、生者をどう見たらどうか、といった、視点の転換を行ってはどうか」と提案している。これは、遺族や支援者が「生きている者同士の支え合いや、支え合う人の援助を目的として、活動している」ことから、問題になるのが「死者への罪悪感や後悔の念」だからだという。亡くなった人の立場でものを見れば、「責任問題をめぐって、遺族間で争っている時、亡くなった人は『僕はそんなに皆が争っているのを見るのは辛いよ。もっと仲良くして』と思っているかしれない」という（平山 2009 : 121）。平山はまた、「死は人間の限界を示してくれる」として、そのことは、「自分に対しても、他者に対しても、寛容になって、過剰な罪責感に悩むこともなくなるのではないだろうか」という（平山 2009 : 219）。このように考えてくると、支援される側、支援する側という区切りをつけるのではなく、互いに学び合うという構造が生まれてくるように思われる。これは、「死の序列化と自死者・遺族の尊厳回復論」にも繋がっていく。

スピリチュアルケアの視点からの人生観

自死遺族の人生の回復について、スピリチュアルケアや人間科学の研究者である窪寺俊之は、「私たちは不条理な人生に生きている」と述べ、自死遺族の方々は、特にこのことを感じるのではないではないかと言う。しかし、この不条理な人生に対してどのように向き合えばよいのか、生きる意味はあるのかを考えることはできるという。人は理解しがたい事態に直面すると、困惑し、自分を見失ってしまい、動揺する。「人は誰でもどこかに反省、悔い、罪責感を持っている」と言い、自死遺族の多くに自分を責め、苦しめてしまう様子が見られるとして、そのような状態から抜け出し、解放されるに

は、赦しが必要であると勧める。それは人間が求めているものであり、その赦しとはタテの関係、神とか仏とかと私たちとの関係が必要ということであり、これこそがスピリツラルケアの考え方、つまり「垂直の関係（超越的視点）の中で我々の『いのち』や『生き方』を見直すものである」と述べている。

また、いのちは、『『大きな物語』（神仏の物語、宇宙大の物語）の中では自分の居場所があり『私の物語』を築いていくことが』できるということ、そのことで少しでも慰められるのではないかという。スピリチュアルケアについて、その機能は『『癒し』であり、超越的な存在と関係を作る機能、（講演者は）『生命維持機能』を人間は生得的に持っていると言う。それは、「危機の中でさえ新しい希望を見出すため、自分の生きる意味を見つけることができる」と語る。

スピリチュアルの視点では、「自己を回復（癒し）」することが大事で、そのためには、「きく」ことの大切さを強調する。「きく」には、（1）聞く、（2）聴く、（3）訊く、（4）利く、（5）効くがあると紹介し、このことから相手との「信頼感」が生まれ、「自分の心の解放」、「自己開示」、「自己認識」、「自分の受け入れ」「自責感からの解放」が生まれると言う（窪寺 2016：3-4）。

自責感に苦しめられ、人間不信や自己喪失に陥っている自死遺族の方々の気持ちはどのようにしたら和らぎ、周りからの偏見や差別に立ち向かっていけるのか、スピリチュアルな視点は、自死遺族自身や支援者サイドにとっても新たな癒しや希望と見えてくる。

2. セルフヘルプ・グループと専門職や行政の関わり

セルフ・ヘルプ・グループをわが国の保健福祉における立場からその理論の展開を試みている山崎と三田は、そのグループでの専門職や行政の役割について次のような問題点を指摘している。

SHG（セルフ・ヘルプ・グループ）に対する専門職の関与については、本来、専門職から独立した、自主的な活動、自治的なグループ、少なくともそれがめざされ

ている活動やグループを専門職や行政が援助しようとする事自体に、もともと矛盾があると言ってもよい。SHGに対する専門職や行政の関与、役割の問題は、SHGをめぐる最も難しい問題の1つとされている（山崎・三田 1995：186）。

また、その理由に、「多くの論者が指摘しているのは、SHGに対する専門職の関与・介入にはSHGのコアとも言うべき部分を阻害する危険が伴っている点である」として、次の3点を挙げている。

第1に「SHGの主体性や自己決定性を奪い、メンバーのグループへの参加が形骸化し参加意欲が希薄化する危険」、第2に「専門職の権威の影響を受けて、SHGメンバー間に上下関係が持ち込まれ、仲間の平等性が失われてしまう危険」、第3に「そのためにSHGが固有に持つはずの援助機能（例えば仲間同士の相互援助）が失われてしまう危険」があり、このような危険は「専門職側のあり方によってだけでなく、SHG側によっても生じるといえる。

では、このような危険を防ぐにはどのような方策が、考えられるであろうか。専門職とセルフヘルプ・グループとの関係について、山崎と三田は次のような提言をしている。

セルフヘルプと近似した用語にセルフケアがある。それらは、「どちらも、患者・障害者の自主性、主体性を尊重する、あるいは強化する取り組み」とされる。一方で、両者の違いとして、「第1に、援助やケアの対象となる問題、目標（goal）の違い、第2に、取り組みの共同性、共同志向性の強さの違い」があげられている。

さらに、第3として、研究者のPowellの見解から「セルフヘルプが社会運動の性格を持っているのに対し、セルフケアは今の段階ではそうは言い難いとの指摘がある（山崎・三田 1995：185）。

セルフケア (Self Care:SH) は、保健福祉特に医療分野での治療について用いられてきた。ヘルプグループにとってどのような影響を与えているのか考えたい。それは、SHGにとってその根底にセルフケアの考えがあるのではないかとの疑問である。特に自死遺族への支援には、精神保健の分野からのアプローチが行われてきた。それは悲嘆の過程であるとか、悲嘆から来る精神症状のケアと言う観点の支援である。そのことから自死遺族の集まり、例えば「わかちあいの会」に、保健師や臨床心理士などがファシリテーターとしての役割を担うことが多かったという経緯がある。

SHGの活動についての専門職や行政の関わりが課題となるが、このことについては、「専門職や行政が援助しようとする考えること関わること自体に、もともと矛盾がある」とし、「最も難しい問題の1つ」と指摘する。その理由として、まず、「SHGやそのリーダー、キーパーソンの中には、専門家に対して不審や疑念、場合によっては敵意さえ抱き、専門家と意識的に距離を保持とうとするグループやメンバーがいたし、今日もいる」という。そのことで最も注意すべき点は、「SHGに対する専門職の関与・介入には、SHGのコアとも言うべき部分を阻害する危険が伴っている点である」と述べる (同、1995 : 186-187)。

これらの指摘について、SHGを研究してきた岡は、専門職の介入による弊害として、4つの喪失をあげている。第1に主体性の喪失、第2に参加性の喪失、第3に平等性の喪失、第4に代替性の喪失である。そしてその理由として、『『生きがい』とか『希望』とか『問題が人生に対してもつ意味』といった実存的なものを重視しない専門職の援助はSHGの援助の根源的価値を壊してしまう可能性があるのである」と説明する (岡、1986 : 63-64)。

では、どのようにしたらSHGの主体性や自助力といった本来の意義を失くさずに、専門職や行政と関わっていく方法は無いのだろうか。

「自死遺族側から自殺対策側への提案」

自死遺族のケアを研究し、自らも自死遺族のサポート活動を行っている藤井忠幸は、自死遺族ケア団体全国ネットやNPO法人グリーンケア・サポートプラザ自死および自死者、自死遺族への偏見差別の是正を目指すプロジェクトチームのメンバーでもある。藤井は、自死遺族支援側から、活動の中の「寄り添いの活動が、結果的には多くの希死念慮に陥っている自死遺族たちの命を守る」ことにつながっているとの報告を行っている。

そして、活動をとおしての遺族支援側からの要望を述べている。まず、自殺対策側の防止キャンペーン等については、「自死遺族たちの心情をいたずらに刺激し、追い込むような上から目線的な言葉や姿勢」に気をつけてもらいたいと言う。また、精神科医療に対しては、薬物中心の治療に偏るのではなく、精神療法的対応と組み合わせた治療へ力を入れてほしいと訴えている。さらに、社会全体、抜本的な視点からの取り組みということで効率優先の社会の体制に馴染めず、そこから一時脱落した人たちにも再生へのきっかけを作るシステムの整備や弱っている時に他者への思いやりの精神が醸成されていくなどを活動の体験から強く望んでいる。

さらに、自殺対策基本法が最近、改定されたことに関して、遺族支援側がこれまで体験し、感じてきたことを制度の中に生かし、血を通わせることが重要と捉えているからだ。

自死遺族が、「自死」や「自死者」へ向けられる世間からの無理解、偏見、差別に苦しめられていること、そのことで心を閉ざし、孤立していく状況を述べ、自死者たちの尊厳を回復することの大切さについて強調する。

これらの提案は、自死遺族の今後の生き方について、また支援の在り方を考え直すものである。藤井は、NPO法人グリーンケア・サポートプラザが公表した「自死遺族名誉・尊厳回復宣言」を紹介し、自死者への尊厳回復により「思いやりある社会」に向けてのわたしたち自身も居住まいを正し、生き直していく原点」につながっていくと考えている（藤井 2016：3）。

当事者の会と支援する側のすみ分け—自死遺族はどのような支援を求めているのか

当事者の会でなければという遺族には、ここでしか語れないとか、当事者同士出ないと分かりあえないという声が聞かれる。では、ここでしか語れないというのは何か、分かりあえないというのは何だろうか。このことは、自死遺族のは複雑な心境にあるようだ。それは、自死が起きるまで、「自死について考えたことがなかった」や「まさか身内、家族に起こるとはという予期せぬ出来事であった」ということで、突然起こった自死に対しては、当然心の準備もなかったであろう。それまで自死については、関係ないことであり起こらないこと、そして今自分が偏見だと思っていることを、かつて、自分が思っていたという。自死が現実にならば家族という身近で起こったということとその事実を受け入れざるを得ないことに心の葛藤を抱くのである。また、周囲から偏見の目で見られてしまうという何とも理不尽で、いたたまれない状況なのだ。

本当はあの時、できたら力づくでも止めていたし、話をとことん聞いていただろう。また、なんとか周囲にも働きかけたろう云々と反論したいが、できない悔しさと自分のふがいなさに悶々とした気持ちになる。それは自責の念として遺族を苦しめていく「自死者は弱い人」と周囲からみられることが、同じように止められなかった自分にも突き付けられていると感じると精神科で数多くの遺族の相談にのってきた平山は語っている（平山 2004：11-14）。そういう状況の中、「なぜ止められなかったの」や「気づけなかったの」と言う周囲からの言葉はとげのように心に突き刺さってくる。

そこで、自死遺族支援について社会学の視点から研究している清水新二は、共感的連帯という視点を提案する。それは、1) 悲嘆、自責感、怒りなどの情緒的苦悩を相互追体験的に共感すると同時に、2) これらの情緒的苦悩や自死のことを語ってもいいのだという新鮮で驚きにも似た開放的体験を「集い」などで知る連帯的共感性も多いとし、さらに3) この開放的共感の背景には、私≠が「封印された死」と呼ぶ自死に対する社会の差別的で非難

的なまなざしがあり、それがつよければ強いほど開放的・連帯的共感も意味は大きいはずと述べている（清水 2015：5）。

そして、支援者に対して新たな共感的連帯、「こころ近い無遠慮という自然な関係性になれないだろうか」と提言する。つまりは、「過敏な配慮より、こころ近い無遠慮という自然な関係性のように思えるになれないだろうか」と、新たな共感的連帯の模索を示唆している。

これは、当事者と支援者とに適度な距離感が生まれ、客観性やゆとりを持った関わり合いも育まれていくと思われる。遺族の方々から、「私たちのことを分かってもらいたいというより、私たちの声に耳を傾けてほしい」と言われたこと、「支援という言葉には違和感を覚える。それぞれの専門的分野でできること、たとえば、法律家であれば法律の業務において相談にのってほしい」などの言葉は上下の関係ではなく、気軽にしかし専門性を持った相談関係が望まれている。

3. 「心のケア」と総合支援

これら当事者としての自死遺族を考える時、これまでの支援が心のケアに重点が置かれてきた傾向が見える。それは国による自殺対策協議会が、精神保健を中心に展開されてきたことにもよる。現在、全国の都道府県、政令都市のほとんどに設置されているが、精神保健の部署に拠点を置いたところが多い。そこで、担当する職員や関連のスタッフも精神保健に携わるものの割合が大きくなる。企画される研修会や講座も心のケアに重点を置いたものが多く開催されてきた（『自殺対策白書』）。

一方で心のケアだけでなく、むしろ生活の総合支援ということを考えてほしいとの訴えがある。自死で家族を亡くした遺族にとっては、経済的、社会的な損失は精神的損失と同じく重大な問題であり、遺族を苦しめている現実がある（川野健治 2015：5）。

このことから自死遺族支援には、総合的支援が必要ではないか。つまり、一元的な支援でなく、多様で柔軟な考えや対応、そして何より一人ひとりの

命にいかにか丁寧に持続的に支援していくかが重要視されているのであり、それはまた、社会を構成している各人の意識と国を始めての地道で継続的な意識改革と取り組みが、求められていることでもある。

第2章 国の政策と社会の自死遺族との向き合い方

第1節 自死遺族の抱える問題に関連する諸制度に対する取り組み

1. 労災認定に関わる「心理的負荷評価表」の改正

労災の認定には、心理的負担という面から検討するという場合がある。現在は、平成11年に出された厚生労働省労働基準局通達の「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（基発第544号）により判断がされている。それが、2009年に10年ぶりに見直された⁷⁾。このことによって、「職場における心理的負荷評価表」の見直しが行われるようになった。

この改正の背景には、何があったのだろうか。厚生労働省は、「会社業務の効率化、成果主義によるパワーハラスメントの増加など、職場環境が悪化しているという実態がある」としている発表し、新たに付加された項目として、次のように「見直しの概略」を上げている⁸⁾。

- ・ 類型②仕事の失敗、過重な責任の発生等
 - ・ 違法行為を強要された
 - ・ 自分の関係する仕事で多額の損失を出した
 - ・ 顧客や取引先から無理な注文を受けた
 - ・ 達成不可能なノルマが課された
 - ・ 大きな説明会や公式の場での発表を強いられた
 - ・ 上司が不在になることにより、その代行を任された
- ・ 類型④身分の変化等
 - ・ 早期退職制度の対象となった
- ・ 類型⑤役割・地位等の変化
 - ・ 複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった

- ・同一事業内での所属部署が統廃合された
- ・担当ではない業務として非正規職員のマネジメント、教育を行った
- ・**類型⑥対人関係のトラブル**
 - ・ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた

2. 自死についての労災認定の考え方

一方で、過重労働や超過勤務による自死を労災認定とする検案は、近年、社会も注目する事態となっている⁹⁾。一昨年の2015年12月に大手広告会社に勤めていた女性職員の自死が過重労働、超過勤務によるものと労働基準局が認めた労災がある。それは、自死があってから10カ月での認定であった。これにより、残業による超過勤務体制の見直しが会社のトップに迫られ、組織としての体制の改善が要求させるこの件では、三田労働基準局は、仕事量の著しい増加（残業時間が前月の2.5倍以上）を指摘し、労災認定した。またこのことで、他の企業でも長時間労働を見直す動きが出てきた（毎日新聞、12/25/2016）といわれる。また、働き方改革という国の施策も国会で審議され、少しずつではあるが、心身を疲弊させる超過勤務、過重労働が見直されつつある。

ただ、これらの動きは、表面上でしかないとの声も聞かれる。自死した女性職員の母親は手記の中で、「形のうで制度をつくっても、人間の心が変わらなければ改革は実行できません」と手記で訴えている。そしてまた、「日本の働く人の意識が変わってほしいと思います」という言葉で締めくくっている（毎日新聞、26面12/25/2016）。この言葉は、今の日本社会の思想に対する警告と取れる。過労自殺とパワハラは一体であるとの見解が聞かれるが、実際、同社で1991年に男性社員が過労自殺した際に批判された社訓「取り組んだら話すな、目的完遂までは…」という一文はその後も削除されることはなかった。つまりその後も会社の体制は変わらなかったということだ。今回の女性職員の場合でも、テレビ取材で「自浄能力のない会社だと思う」と言った社員が後日、社内処分を受け、それを別の職員が「余計なことを言

うな」と言う見せしめと批判、「現場の心ある人は働き方を良くしたいと思っているが上は火の粉を払いたいだけ。食い違いがあると」嘆くと書かれている（毎日新聞、26面12/25/2016）。

今回の女性職員の自死が会社の体制の変革とそれに続くわが国の社会、人々の意識変革にまで影響が及ぶことが期待される。重要なことは、これらの傾向や取り組みはこれまで痛恨の極みを経験させられ、遂には命まで落とさざるを得なかった人々の犠牲によって改善されつつあることである。さらに、その背後には、尊い家族を自死で亡くした遺族の存在があることを決して忘れてはならない。

第2節 法制度による支援の取り組み—自殺対策に自死遺族支援の視点を

自死遺族の抱える問題については、自助だけでなく政策的な働きかけが必要となる。それは、この問題が当事者だけの問題でなく、社会としての問題だからである。自死については、2006年に「自殺対策基本法」が制定されて自死を社会的問題として対策を取っていくという国の姿勢が示された。これは、自死によって発生する様々な問題についても国の方針によって取り組み、対処していくということであり、政策として展開されていくことによって遺族が抱える問題への認知も徐々に社会に広がり、自死に対する対応も改善されていくことが期待される。

では、これまでの自殺対策は、どのようなであったのか。様々な政策から考えていく。

1. 自殺予防キャンペーンを考える

自死遺族にとって、「自殺予防キャンペーン」は、関連はあっても直接に結び付けられることへの抵抗があるとの声が聞かれている。キャンペーンで語られる「自殺のサイン」や「死にたい気持ち」の言葉は、自死遺族へなぜ家族の自死を止められなかったのかの自責の念をさらに強めることになる。

そこで、これまでの自殺予防キャンペーンに掲げられたものでは、次のよ

うな言葉があった。

- ・「大切な人の悩みに気づいてください。」
- ・「お父さん、眠れてる？」
- ・「あなたも、“ゲートキーパー”になりませんか。」
- ・「こころのサインに気づいたら～ゲートキーパー養成」
- ・「あなたも“ゲートキーパー”の輪に加わりませんか？」
- ・「つながる“わ” ささえる“わ”」
- ・「多重債務者相談強化キャンペーン2011」

これらは平成23年度から使われている。この年の2月に自殺対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が決定され、それにより3月を「自殺対策強化月間」とさだめられ、重点的に広報・啓発活動が展開されることとなった（内閣府 2011：63）その一つが、「睡眠キャンペーン」である。また、街頭キャンペーンや多重債務問題についての「多重相談窓口」も始まっている。

さて、これらの自殺予防についてのキャンペーンをはじめとした、さまざまな政策については、自死遺族は、それは一次予防のプリベンション、二次予防のインターベンションに続く特に第三次予防のポストヴェンションに違和感を持っているという。

これについて、自死や自死遺族について研究活動を進めてきた清水新二は、自死遺族支援と自殺予防の両者の立場を考慮し、これからの活動への展望を次のように述べている。

“自死遺族支援を自殺予防対策として利用しないでほしいとの自死遺族の声に出会った時にも、自死の「予防・防止」と事後対応支援（ポストヴェンション）は一応別物でありつつ、同時に「生きることへの支援」という形で両者は繋がっているのだと考える両者の「切り結び」論に展開しました。“目的”としてでなく丁寧なケアと支援の“結果”として、自死遺族支援がもう一つの自死を防ぐ効果を持つことがあ

る（また当然持たないこともある）、ここに両者の接点を認めるものです（清水 2015：2）。

このことは、両者の相いれない点があることを認めながらも、共に生きていくことが支援の第一歩ということを示している。それは、社会が自死についての「弱い人」「身勝手な人」の死という偏見を失くし、自死者や自死遺族の尊厳を大切にすることである。そのことで、遺族の訴える「その手を離さないで」の思いが、今困っている人、今人生に絶望している人にどう真摯に対応するかが分かってくるだろう。そのことから、「生きることの支援」が共に展開されていくことにつながることを示唆している。

自死遺族団体の活動の中にも「自殺予防活動」という項目が掲げられている。どのように予防活動を進めていくのか、これからの両者の協議や協力の在り方が問われている。

2. 「自殺予防」から自死遺族支援の視点を入れた自殺対策へ

「自殺対策基本法」と自死遺族

わが国で国家レベルでの自殺対策は、2006年に制定された「自殺対策基本法」に始まる。翌年、2007年には、「自殺総合対策大綱」が制定され、より具体的な自殺対策の指針が明文化された。

自死遺族の二次被害への解決の道は、自助だけでなく政策的な働きかけが必要となる。それは、この問題が当事者だけの問題でなく、社会としての問題だからである。自死については、2006年に「自殺対策基本法」が制定されて自死を社会的問題として対策を取っていくという国の姿勢が示された。これは、自死によって発生する様々な問題についても国の方針によって取り組み、対処していくということであり、政策として展開されていくことによって遺族の二次被害への認知も徐々に社会に広がり、自死に対する対応も改善されていくことが期待される。

1) 「自殺対策基本法」の第一義的位置

自死に対する法的対策の第一は、「自殺対策基本法」にある。それは第1条の(目的)に、「自殺対策の基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにする」とある。また同条には、「あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り」と自死遺族への支援が明記されていることから自死に関する予防、防止と既遂、未遂についての対処、またその遺族をはじめとする親族等への支援に国策として取り組むことを示しているからである。

さらに、自死遺族に対しては、第7条に(名誉及び生活の平穩への配慮)「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵略することのないようにしなければならぬ」とある。これらの条文は、自死の予防にとどまらず、自死者や未遂者、そして自死遺族等親族への支援を国家的に社会問題として取り扱うことの基本理念と対策の指針の基盤をなしている。

2016年3月に自殺対策基本法の改正が行われた。改正の主なポイントのは次のとおりである。

第一条 (目的) 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第二条 (基本理念) 第1項 「自殺対策は、生きることの包括的な支援」

第5項 「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、総合的に実施

その他、自殺予防週間(9月10日～16日)、自殺対策強化月間(3月)や自殺対策計画等を都道府県・市町村が定めること(13条)。また、調査研究等の推進(15条)、体制の整備、人材の確保等(16条)、教育・啓発の推進等、医療提供体制の整備(18条)が追加された¹⁰⁾。

2) 「自殺総合対策大綱」の見直しに出された自死遺族の意見

また、2007年に策定された「自殺総合対策大綱」では、自殺対策基本法の政策を進めるべくより具体的な項目を提示し、各自治体や関係団体等の行動を促している。2017年4月には、この自殺総合対策大綱の在り方の検討会が開催された¹¹⁾。そこでは、自死遺族からの意見も反映され、個別施策（各種施策）の中では次のような見直しが上った。

- ・遺族への総合相談体制のプライバシーを十分に配慮した総合的かつ有機的な相談体制の充実
- ・自殺に対する誤解や偏見の軽減と遺族等の心情やプライバシーを十分に配慮した対応
- ・不動産における心理的瑕疵の問題等については、判例等を踏まえ、遺族等に対する損害賠償請求に関するガイドラインの策定について検討すべき
- ・自死遺族支援の国際会議での分科会では、自死遺族が中心で、そこにサポーターがいるということが充実していた。日本でも、遺族が困っているかなど聞いて始めてもらえるとうありがた。
- ・心理的瑕疵の問題を含む自死遺族等への差別的扱い問題は、法的問題が多く、検討会議の開催等、議論の場を設け、将来において、法の中にある自死への差別問題の是正のための法制化の実現を望む¹²⁾。

この検討会には一般の者の公聴もでき、自死遺族も出席した。公聴した自死遺族の一人は、かつてより私たちの意見が聞かれている。今後に期待したいとの感想だった。少しずつではあるが、自死遺族の状況にも国が関心を持って、取り組んでいる姿勢が伺える¹³⁾。

3) 賃貸建物の自死による「事故物件」への対応と解決への模索

賃貸建物で自死が起きた場合、前述したように「事故物件」として扱われる。では、自死が起きた後、貸主から借主である自死者の家族に損害賠償が

請求された場合、どのような対応や何かしらの解決へ糸口があるのだろうか。司法書士の齋藤幸光は、一つの事例から自死による事故物件について現実にどのような関係者間のやり取りがあり、何が必要なかを問いかけている。

〔26歳青年の事例〕の要約

【自死者の家族の状況と案件担当の経緯】26歳の甲山一男（仮名）氏は、賃貸アパートの浴室で縊死した。一男氏は独身。家主は、家族に損害賠償を請求した。母親が連帯保証人となっていて、賃貸借契約の連帯保証人の責任をまぬかれず、しかし、母親には資産となるものは無く、夫の遺族年金とパート収入の月12万円ほど。同居している長女（一男氏の妹）は、失業して無収入。

賃貸アパートの管理会社からは、家主の意向により損害賠償請求すると告げられたということ。自殺があったアパートは、次の入居者が見つからない。見つかったも、家賃を大幅に値引きすることになるため。家賃分の損害を賠償してもらいたいとのこと。さらに、部屋の内装も全般的にやり直すことになるので、その分の負担も要求してきた。そこで、母親は、自死遺族団体に相談し、そこからの紹介でこの損害賠償請求事件の訴訟代理を委任され担当することとなった。

この一審判決では、裁判所が「お祓い料」の支払いを被告である遺族に請求している。これは、家主ではなく、管理会社が、気持ちが悪いとお祓いを頼んだものだった。

からは、まず当該部屋の原状回復工事費用としてのリフォーム代、315,000円の支払い請求が出された。これに対し、訴訟代理人の齋藤は、原状回復費用は、通常損耗は貸主の負担で、借主が負担するのは特別の損耗であるとして、通常分も含まれていると指摘した（齋藤 2014：213、217）。

ここで問題となったのが、民法709条でいう不法行為に亡一男氏の「自死」が該当するのかという点であった。それは、「故意又は過失によって、他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害

を賠償する責任を負う」と言うものである。では、自死は、この損害責任に問われるのかとの論議になる。斎藤は次のようにこの案件の「自死」を説明した。

「自死」（自殺）の定義として、一般的に「自由な意思のもと、故意に自己の命を断つ行為」とされ、統合失調症やうつ病等の精神疾患は、本人の自由な意思を制約することが知られている。亡一男氏は、亡くなる5年ほど前からクリニックを受診しておりその後、「うつ病」の診断を受け、抗うつ薬中心の薬物療法と精神療法を受けていたことが診断書に記載されていた（斎藤 2014：217-218）。

以上のことから斎藤は、「なんらかの精神疾患に罹患し、その結果、自死に至った場合には、善管注意義務違反を問うことも、不法行為責任を問うこともないと考えるのが相当」と判断し、亡一男氏の責任は問えないこと、それにより相続人または連帯保証人の責任を問うこともできないと管理会社に回答した。そして家族に請求された額から、「貸貸人が負担すべき通常消耗及び亡一男氏の自死による特別消耗を除いた、本来負担すべき特別損耗額」を再度算定し、請求されるよう申請した。

この回答書に対して、その後家主からは思いもよらない手紙が送られてきた。それは、亡一男氏がうつ病であったことで大切な家族を亡くした遺族の無念さ哀みを思いやり、自死に至らせない社会の在り方、社会づくりについて言及するものだった。通常、このような案件では、自死者や遺族に対し怒りや非難の言葉をかける貸貸不動産関係者が多い。その言葉を聞かされる度に、斎藤は、「故人に悪意があったわけではない」、「家族が自死を防ぐのは不可能であること」をこれまでの経験に基づいて説明してきたと言う。

斎藤は、このような自死により生じる貸貸建物の問題を次のように分析する。

世間一般には「自殺は穢れた死」とする偏見があり、迷信がある。この偏見、迷

信によって相手方は損害を被る。相手が矛先を向ける先は、当の自死者であり、その遺族しかない。そしてその矛先は、自死者と遺族の人間としての尊厳まで傷つけるのだ（斎藤 2014：219）。

この案件は、次のように和解した。それは、原状回復費用として、金27万円を支払うというものだった。それは、亡一男氏がヘビースモーカーだったことにより、タバコによる壁や天井がヤニで黄色く汚れ、またエヤコンやカーテンレールも埃とヤニが混じり合ったものがこびりついていてということなどでのフォーム代ということ。その27万円のうち、12万円は敷金から充当。残額の15万円は15回、月1万円ずつの分割で家主の口座に振り込んで支払うこととなった。そのほかのこの和解に定める以外の債権債務はなしで決着した。

一見、穏便に集結した案件のように思えるが、担当した斎藤は、これでよかったのかと折衝の仕方への迷いや問いが残るという。その最たるものは、「『自死の背後に精神疾患があった。それゆえ、自死は本人の責任ではない』という主張をしたことである」という点である。これが今回の「損害賠償義務を否定する最大の論拠であった」としながらも過去においても自死をめぐる訴訟で、このことが「切り札」となってきたこと、また今後も使われ続けるであろう主張でもあるが、釈然としない思いを抱くと言う（斎藤 2014：222）。

これは、過労自殺や「肩たたき」、今ではパワハラ（パワーハラスメント）でも該当することではないか。斎藤は、この案件の亡一男の死は精神疾患によって引き起こされたのかとの疑問を呈している。それは、精神疾患がなければ、死なずにすんだのかという問にも通ずるのだ。斎藤には、「一男の死は、彼と社会との関わりあいの中から作り出され、突き当たりまで行ってしまったことで、引き起こされたものである」と思えるのだ。

この言葉は、自死がいかに社会的に関係性が強いものか、また影響を受けやすいものなのか、いわば社会の現象を反映した縮図のようなものではない

のかと考えさせられる。そして、自死者と社会との間に深い溝が横たわっていると感じさせずにはいられない。

自死は社会を映し出す「縮図」

前述の賃貸建物における自死による損害賠償訴訟は、単なる「事故物件」の訴訟問題では片付けられないもの、斎藤が感じるところの釈然としないものを世に問うていると思われる。それは、自死がその本人だけでは終わらない。残された家族や関係者、この案件では、家主や管理会社の社員には損害賠償の問題でさまざまな軋轢とやり取りなどが生じる。ここでは登場しないが、自死者の友人たちやかつての職場の仲間たちなどにも多少なりの動揺をもたらすだろう。

この案件の当事者である亡一男氏は、東北出身で高校卒業後、地元で就職し20歳まで親下で暮らした。父親は早くに亡くなり、母と妹の3人暮らしであった。その後、上京し都内の会社に勤めたが、2008年のリーマンショックの影響で、会社を解雇されることになる。その後は不定期の派遣職員として亡くなるまで働いていたという。社会の混乱が自死を招いたとも考えられる。斎藤は、彼に地元での安定した仕事があったなら、また勤めていた会社を解雇されなければ、派遣でなく正社員としての安定した仕事を与えられていたら…と自死に追い込まれずに済んだのではないかと斎藤は考えてしまう。そして次のように分析する。

使い捨ての『人材』ではなくかけがえのない一人の人間として扱われていなければ、環境に抑圧された結果の精神的な落ち込みを精神疾患としてだけ扱われていなければ、人々が—そして彼自身が、彼が陥った落とし穴を作った社会の病弊に目を向けていれば、彼は突き当たりまで行かずに済んだに違いないのだ（斎藤 2014：222-23）。

この事例が示すものは、自死が決して一個人の特定な問題でなく、また人

格や能力に起因するものでもないこと。必死に生きようとしたが、無念にも社会の混乱や効率至上主義という人間性より、利益優先の社会に押しつぶされ、自死へと追い詰められていった過程である。それはまた、自死を個人や家族の問題として解決しようというという自殺対策が、今一度考えなおされなければならないことを示している。

4) 賃貸建物の「瑕疵物件」としての対応と解決－「ADR」の成立に向けて

ADR：裁判外紛争解決手続き

自死遺族の二次被害としての賃貸建物に対する問題は、多額の損害賠償金と共に、訴訟に持ち込んだ場合の判決までの期間やそれにつき込む労力は深刻である¹⁴⁾。これまでこの件に関する案件を取り扱ってきた司法書士の齋藤は、長期間に及ぶ裁判の過程やさまざまな書類作成に費やす精神的また経済的労力は、家族を失くした遺族にとっては計り知れない苦痛となると指摘する。また、裁判となると、実名も公開することになる。一般的にいつてこの種の訴訟問題では、経済的に裕福な家庭は少なく、そのことも訴訟を困難にしていると言う。

そこで提案されているのが、裁判外紛争解決手続き（ADR= Alternative Dispute Resolution）である。司法書士で自死遺族の抱える諸問題に取り組んでいる齋藤幸光は、この手続きの実現を4,5年前から訴えている。その背景には、自死により賃貸建物が「瑕疵物件」となり、遺族に多額の損害賠償金が請求された場合、家族を亡くしたことで精神的にダメージを受けている遺族にとって、裁判に持ち込むことはかなりの負担になることにある。その負担とは、長期間に及ぶ裁判過程、ふつう2～3年となる。また費用については、依頼する弁護士に対しては着手金としての報酬が、20～30万円、また裁判により損害賠償金が減額された場合の成功報酬として、減額された分の約2割を払うことになる。それで、たとえば損害賠償金額が700万円であった場合、これは、専門家が仲介者として原告（遺族）と被告（賃貸

者、管理人)との間に入り、示談のような解決を図っていくというものである¹⁵⁾。これにより、時間も軽費も軽減される。国民生活センターでもこのADRの活用を進めている¹⁶⁾。

ただ、このADRに関わる専門家をどうするかが、今後の課題である。この手続きに携わる専門分野の関係者への報酬は考えられていない。つまりは無報酬ということであり、そのことから自死や自死遺族に理解を持ち、かつボランタリーな精神で活動を厭わない専門家たちが求められている。今後のADRがどのような展開をみせるのか、自死遺族支援の大切な方法の一つと考えられるだけに、単なる理想的なまた、篤志家による活動にとどまることなく、確固とした支援体制づくりが期待される。

第3章 自死者と自死遺族の尊厳と名誉回復

第1節 「二次被害者保護法」(仮称)の成立に向けて

自死遺族に対しての二次被害は、自死についての理解等の不足、自死者や未遂者本人と遺族等親族(以下、「自死遺族等」)への偏見と差別により、様々な問題として引き起こされているところにある。

そこで、自死遺族たちで今、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族の二次被害者保護法」(仮称)の成立に向けての署名活動を繰り返し広げている¹⁷⁾。この活動は、全国自死遺族連絡会の世話人、田中幸子を筆頭に推進されている。

この法律の制定に向けては、自殺者の遺族等の名誉と生活を守るという自殺対策基本法第7条が根底に置かれている。この条文には、「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」とある。

そして、この法案の成立のために、同法第9条(法制上の措置)「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」を掲げている。

この法案で自死遺族等を保護する6つの理由をあげているが、法案の署名活動のため作成された資料から抜粋したものを次に紹介する。

1. 社会的偏見や差別のゆえに、かれらの名誉が傷つけられ、生活の平等が守られず、かれらの心が不当に侵害され、しかもさまざまな社会的不利益を被ることは、避けなければなりません。(名誉及び生活を守るための事柄)
2. かれらが、身体的、精神的、社会的危機に直面し、その苦しみを周囲の人々に相談あるいは支援を求めた際、その秘密を漏らされ、さまざまな不利益を被ることがあります。このようなことのないようかれらを守る必要があります。(守秘義務に関する事柄)
3. かれらが、貸主、不動産業者、鉄道その他の運輸業者、金融業者、飛び降り自殺に巻き込まれた者等から受ける物心両面における被害から守られなければなりません。(損害賠償に関する事柄)
4. 自殺を理由に当事者がかけていた各種保険(生命保険、火災保険、自動車保険等)が支払われない事例が少なくありません。自殺は、臨床的には、不詳の事故死や病死との区別がつかない場合も少なくなく、かれらを物心両面において守るための法的整備が必要です。被保険者が自由な意思決定のできないような状態で自殺をした場合においては、保険会社の免責自由による保険金の支払いの停止を撤回してもらう必要があります。そのためには、商法との摺り合わせが必要です。(保険金支払いに関する事柄)
5. 自殺は、個別的であると同時に総合的な対策が必要です。かれらの名誉と生活の平穏を守るための身体的、精神的、社会的なサービスは、一元的ないし包括的な体制が必要であり、そのための法的整備が必要です。(支援窓口及び手続きに関する事柄)

6. 宗教家に自殺の葬儀、納骨、埋葬等を拒否されたり、屈辱的な戒名をつけられたり、過剰な軽費を請求されたりすることのないようにすべきです。また、自殺者やその遺族に「地獄に落ちるぞ」といった脅迫まがいの言動を慎むよう関係者は配慮すべきです。(宗教的差別や不利益に関する事柄)

(2013年3月26日 自死遺族等の権利擁護シンポジウムの資料より)

第2節 「自死者の名誉回復宣言」

「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族の二次被害者保護法」(案)の原案は、精神科医の平山正実によって作成されたが、その中心にある理念は、自死者及び自死未遂者とその親族等の名誉や尊厳を守るということにある。

平山は、「自死者の名誉回復」という考えから、多くの自死遺族との関わりを通して、彼らの悲嘆・苦悩を和らげるためにも「自死者を差別や偏見の目をもって見る風潮を失くさなければならない」と「自死者の名誉回復」を訴えている。

そこで、平山の設立したNPOグリーンケア・サポートプラザでは、「自死者の名誉回復宣言」を作成した。

これは、自死者に対して偏見や差別の目で見える社会の風潮に反対していこうというものである。作成にあたっては、この会で結成された「自死者の名誉回復宣言検討委員会」が、原典の「米国において提出された自死遺族であるサバイバー (surviver) の「自死遺族の人権宣言」: Suicide Survivor's Bill of Rights By JoAnn C.Meccaを基に平山が翻訳したものを、日本人により分かりやすい文面として作成した。

原典: Suicide Survivor's Bill of Rights By JoAnn C. Mecca :

I have the right to be free of guilt.

I have the right not to feel responsible for the suicide death.

I have the right to express my feelings and emotions, even if they do not

seem acceptable, as long as they do not interfere with the rights of others.

I have the right to have my questions answered honestly by authorities and family members.

I have the right not to be deceived because others feel they can spare me further grief.

I have the right to maintain a sense of hopefulness.

I have the right to peace and dignity.

I have the right to positive feelings about the one I lost through suicide, regardless of the events prior to or at the time of the untimely death.

I have the right to retain my individuality and not to be judged because of the suicide death.

I have the right to seek counseling and a support group to enable me to honestly explore my feelings to further the acceptance process.

I have the right to reach acceptance.

I have the right to a new beginning.

I have the right to be.

この原典を基に、「自死者の名誉回復宣言検討委員会」が【自死者名誉・尊厳回復 宣言】を作成した：

わたくしたちは、おのずから亡くなった人たちの人格の尊厳と名誉を守るために、「自殺」という言葉ではなく、「自死」という言葉を用い、次のように宣言します。

◎わたくしたちは、自死をいたずらに推奨し、美化したりは決していたしません。

◎わたくしたちは、自死者はいのちを大切にできなかったわけではなく、それぞれのかかえる問題でやむにやまれず、みずからの命を絶たざるをえない状況に追い込まれたのだと考えます。

◎わたくしたちは、自死者の人格を非難、中傷、攻撃するような社会的風潮やいわれなき偏見・差別に反対します。

◎わたくしたちは、自死者は繊細、純粹、心やさしく、死ぬまで精いっぱい努力し、

まじめに生きてきた人たちであると思います。

◎わたくしたちは、自死者の思いに寄り添い、祈り、彼らの生きた日々を心に刻み続けます。

このような自死者自身の権利に焦点をあてた、人権の尊重はこれまでわが国には見られなかったのではないだろうか。自死者に対しての哀れみや哀悼、あるいは自死に至ったことについての同情などは存在していたとしても、それは生きている者とは切り離された存在としての自死者への感情であり、考えであるように思われる。

この「自死者名誉・尊厳回復宣言」の意味するところはまた、遺された家族に対しての人権の尊重である。

声を上げ出した自死遺族－世界的な視野から社会の認識の変化を展望

1987年の国連総会において、自殺の問題が深刻であるとの認識に基づき、国家レベルでの自殺予防の具体的な行動を開始するよう提唱がなされた。それにより1993年カナダのカルガリで国連/世界保健機構（WHO）主催による専門家会議が開かれ、自殺予防のためのガイドラインがまとめられた。1996年にはこのガイドラインが国連で承認され、冊子としてまとめられて、各国に配布された（本橋ほか 2006：19）。

それから20年近くが立った。2006年には自殺対策基本法が成立し、わが国も国レベルでの自殺対策が開始された。1998年から12年間、年間自殺死亡者が3万人という時代が続いた。それから2010年から3万人を切り、年々その死亡数は減少傾向にある。

一方で、自死遺族については、表に出ることもまた、課題とされることも少ないのが現状である。では、海外ではどうなのか。2017年3月23日から25日にかけてオーストラリアのシドニーで開催された「第5回ポストベンション・オーストラリア・カンファレンス」に出席したルポライターの杉山春の報告は、今後のわが国の自死遺族への支援、そして二次被害への対策の解決

への一步、モデルを提示しているようだ。

その会議は、自死遺族支援をテーマにしたカンファレンスで、世界的にもめずらしいという。NPO団体の全国自死遺族協会が2年に一度開き、10年目になる。日本からは、全国自死遺族連絡会や自死遺族の自助グループが参加した。

杉山や日本からの出席者が心動かされたのは、「発表には必ず自死遺族が思いを語る時間がセットになっていたことだ」。また、各発表の前に遺族が壇上に立ち、15分から20分、自分自身の体験を語るのだが、壇上で言葉につまり、立ちつくす人がいたが、主催者側の臨床心理士の技術を持つスタッフがすっと寄り添い、支えたという¹⁸⁾。

日本からの出席者の一人前島さんは、「主催者側が自死遺族を信頼していると感じた」と言っていたと報告している。さらにカンファレンスの後にはセレモニーがあり、最後に代表のスタインズ氏が「愛、悲しみ、思い出、勇氣」と言葉にしつつ4本のローソクに火をともして互いに逝った人たちをセレブレイト（祝う）したと述べている。セレブレイトという言葉について、スタインズ氏は、「彼らが生きた命を祝う」意味があると説明し、杉山は、「苦しみつつ精一杯生きた命一つ一つを共に悼むこと。それが自死遺族を支え、さらに困難な人たちと共に生きることにつながると気づかされた」とこの会議に出席した意義を語っている。

ここでは、皆が苦しみや悲しみなどを自由に語り合う雰囲気や環境があるのではないか。

オーストラリアの北西部地域の民間団体で若者の自殺予防に取り組んでいるヴァネッサさんの「ここで繰り返し考え方や支援を学び、学校で子どもたちに伝えることができます。子どもたちはそれを友達やと親に伝える。それは親の自死を防ぐかもしれない。情報が波紋のように広がっていきます」との言葉が紹介されている¹⁹⁾。

杉山は、「世界につながること。それは地平された域の偏りを相対化し、普遍に触れることなのだ」と知らされた」と結んでいる。

今回出席した一人、全国自死遺族連絡会の代表田中幸子氏は、日本の自死遺族への二次被害について特に賃貸住宅について発表したというが、海外では問題になっていないとのことで、かえって驚かれたと述べている。

このような環境の差はどこから生まれて来ているのだろうか。そもそも自由に語り合えるということ、また自死遺族と支援者との相互の信頼関係が築きげられていることにその違いが見えてくるようだ。

おわりに

これまで自死は個人的問題として扱われることが多く、また精神的に病んだことが主たる原因で起こったとの認識が強かった。また、いくつかの先駆的な会や団体による自死遺族の悲しみを語り合い、支援を行うという形での活動が行われてきた。そこでは、自死遺族が抱える自死への偏見や差別から生じた問題への取り組みという活動ではなかった。今でもこの悲嘆ケアを主にした遺族支援を行っている会や団体は多い。

2006年に制定された自殺対策基本法では、自死者やその親族への「名誉及び生活の平穩への配慮」また、適切な支援のための必要な施策を講ずることを明記している。そのことで、国が前面にでてその対策を開始した。それには、WHOの世界的自殺予防運動が開始され、各国に向けて自死者を減少させるよう要請があったことも背景にあり、予算がついたことで、各自治体は短期間での設置、整備となり、全国の地方自治体にも自殺対策の協議会や相談窓口の設置、さらに自殺予防の諸政策やキャンペーンなどが実施されることとなった。

しかし、その対策の諸政策は、国や自治体など行政が主体で進められてきたものが多く、自死遺族の当事者主体の政策には遠く、支援する側と支援を受ける側という構図の様相が強かった傾向がある。悲嘆ケアといった精神的心理的な問題の支援の内容が先行したために支援者の養成が追いつかなかったという現状も見えてきた。マニュアル化された支援のガイドラインは、支援者側が主となって作成された内容となり、自死遺族の抱える問題について

の解決策はあまり見当たらない。

自死遺族の抱える問題は、取り残された感があり、そこには日常の生活に密着した切実な現状が見えてくる。自死の起きた賃貸建物は、事故物件として扱われ、さらに自死に対する偏見と差別により「心理的瑕疵」が負荷された損害賠償金が遺族に請求されることも少なくない。

また、職場における自死の扱いは、心理的負荷の評価が得られなければ労災と認定されない。しかも、遺族は元の職場の同僚たちの証言を取ることが要求される。それは心身的にも重い課題となっている。そのほか生命保険の支払いについても、免責期間が他の死因より長かったり、戒名や葬儀についても自死者や遺族の心情をさらに苦しめるような特別な扱いや金額の請求という現状がある。

これらは、自死に対する偏見と差別から起きた問題であることが次第に明らかになってきた。自死遺族は、今、自死は個人の問題としてのみ扱われるのではなく、社会の様々な要因により、「追い込まれた末の死」であると訴えている。それは、自殺対策基本法にも基本的理念として明記されている。

この問題について、今、理解や協働の輪が広がりつつある。一つは、国自身であり、自殺総合対策大綱の改正に自死遺族の参加と声を反映させている。もう一つは、弁護士や司法書士など法律関係者の中からの動きである。賃貸建物における事故物件への損害賠償の訴訟には、自死に対する社会的要因をその原因として説明し、また自殺対策基本法の理念に基づく弁護、やADR（裁判外紛争解決手続き）を法律に規定するよう要求などの取り組みが進められている。

しかし、これらの動きは、まだ始まりにしか過ぎない。自殺対策基本法の制定から10年が経った。様々な取組が展開されることは、この法律の基本理念が目指すところである。

海外では、特に欧米では、自死の起きた賃貸建物が「事故物件」として自死遺族に損害賠償が課されるということは問題になかったと、今年オーストラリアのシドニーで開催された「ポストベンションの国際会議」に参加した

全国自死遺族連絡会代表の田中幸子さんはこの問題を指摘する。一方で、自死遺族の自助グループは日本に多いのだと語った。

これらの取り組みや考え方は、わが国の自死遺族が抱える問題に対する国や社会の向き合い方、また取り組みについての展開が示唆されている。そこには、様々な形で自死遺族や彼らを取り巻く人々が声や知恵や力を出して協働して取り組むという寛容な社会が求められているのではないか。今後の動きが注目される。

注

- 1) 厚生省自殺対策推進室（平成29年10月12日）
「警察庁の自殺統計に基づく自殺数の推移等」（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaiho-kenfukushibu/201709-sokuhou.pdf>, 2017.10.24)
- 2) 『都道府県・政令都市における自殺対策および自死遺族支援の取組状況に関する調査・報告書（平成23年度）』（2012年4月）：「自死遺族支援の内容」（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 自殺予防対策総合対策センター長 竹島 正（http://jssc.ncnp.go.jp/archive/old_csp/pdf/120330-2.pdf, 2017.10.24）
『都道府県・政令都市における自殺対策および自死遺族支援の取組状況に関する調査・報告書（平成28年度）』（2016年11月）（平成29年4月更新）自殺総合対策推進センター長 本橋 豊（<http://jssc.ncnp.go.jp/file/pdf/2016-1120-h28torikumi-chousa-3.pdf#search>, 2017.10.24）
- 3) 自死遺族支援弁護団 「遺族が直面する法律問題－生命保険問題」
（http://www.jishiizoku-law.org/p_lifeinsurance.html, 2017.10.18）
- 4) 自死遺族の相談センター：差別問題の事例：<http://nizihigai.web.fc2.com/zirei.pdf>
- 5) 全国自死遺族連絡会：第5回自死遺族等の権利保護シンポジウム
（<http://mainichi.jp/articles/20160528/mog/00m/040/003000c> 2017.3.26）

- 6) 岡 知史「当事者が開く福祉（当事者福祉論）の確立に向けてのメタファー分析－『救う』から『助ける』、そして『支える』、さらに『学び合う』へ」日本社会福祉学会 第62回秋季大会 ポスター発表A 2014年11月30日、早稲田大学に於
(<http://www.jssw.jp/event/conference/2014/62/abstract/pdf/PA-01.pdf> 2017.3.26)
- 7) 厚生労働省労働基準局 「心理的負荷による精神障害後の認定基準について」
(www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/.../dl/120215-01.pdf 2017.3.26)
- 8) 厚生労働省発表 (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/>.2017.7.11)
- 9) 労働問題弁護士ナビ <https://roudou-pro.com/columns/8/>
- 10) 自殺対策基本法改正
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/seishin/heisetsu/jisatsuyobo/documents/2809.2017.11.7>)
- 11) 自殺総合対策大綱の見直し
(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000.2017.10.24>)
- 12) 自殺総合対策推進センター：自殺総合対策の更なる推進を求める決議（平成27年6月2日参議院・厚生労働委員会）及び「自殺予防総合対策センターの今後の業務の在り方について」（平成27年7月）を踏まえ、これまでの「自殺予防総合対策センター」を改組し、平成28年度より新たに「自殺総合対策推進センター」として、平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している。
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jisatsu/.2017.5.21)
- 13) 厚生労働省 社会・援護局（社会）が実施する検討会

- 「第6回 新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」(2017年4月26日開催) 報告書 確認) (<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.2017.5.21>)
- 14) RETIO判例検索システム (一般財団法人不動産適性取引推進機構)
[http://www.retio.or.jp/case_search/search_result.php?id=46\(7/11/2017\)](http://www.retio.or.jp/case_search/search_result.php?id=46(7/11/2017))
- 15) 斎藤幸光: 不動産取引にかかる「心理的瑕疵」: 「自死遺族等支援法」(仮称) 制定等の提言 (「自死遺族等の権利保護研究会」平成25年4月7日)
- 16) 国民生活センター (<http://www.kokusen.go.jp/adr/>,2017.7.11)
- 17) 「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族の二次被害者保護法」(案) は、2009年12月11日に行われた厚生労働科学研究(こころの健康科学事業)による学術シンポジウム(主催 国立精神・神経センター自殺予防総合対策センター、聖学院大学大学院 総合研究所)が行われた際に企画委員会(代表 平山正実)によって提案されたものに、加筆・修正を行ったもの(「自死遺族等の権利保護研究会」補足)
- 18) 杉山春: 「オーストラリアで開催された自死遺族支援のためのカンファレンスに参加して—外因死の背景とその遺族への心のケアに関する研究」
(<http://gai-in-shi.com/2017/05/29/p1/>)
- 19) 「外因死の背景要因とその遺族への心のケアに関する研究」:
(<http://gai-in-shi.com/message/2017.5.29>)

文 献

- 藤井忠幸 (2016) 「自死遺族支援側から自殺対策側への提案」 News Letter(52)
- 2016年5月18日から21日にわたって開催された「国際自殺予防学会・太平洋地域大会」にて
- Herman, J. L. (1992) Trauma and Recovery, Harper Collins Publishers, Inc. (=1999 中井久夫訳『心的外傷と回復〈増補版〉』みすず書房.)
- 平山正実 (1991) 『死生学とはなにか』日本評論社.
- 平山正実=監修、グリーンケア・サポートプラザ=編 (2004) 『自ら逝ったあなた、遺された私—家族の自死と向き合う』朝日新聞出版：13.
- 平山正実=監修、グリーンケア・サポートプラザ=編 (2004) 『自ら逝ったあなた、遺された私—家族の自死と向き合う』朝日新聞出版：5.
- 平山正実 (2009) 「『自死者の名誉宣言』(案)について」—自死者の人格の尊厳を守るために」清水新二編『現代のエスプリ』至文堂、224 - 227.
- 平山正実 (2009) 『自死遺族を支える』エム・シー・ミュージズ.
- 川野健治 (2015) 「自死遺族への支援 Support for people bereaved by suicide」『精神保健研究』61, 5-12.
- 久保紘章・石川到覚編 (1998) 『セルフヘルプ・グループの理論と展開—わが国の実践をふまえて—』中央法規.
- 窪寺俊之(2016) 「自死で遺されたものの心の叫び—スピリチュアルケアの視点から」『News Letter』(グリーンケア・サポートプラザ) (51) 1-4.
- 本橋豊、高橋祥友、中山建夫ほか (2006) 『STOP!自殺～世界と日本の取り組み』海鳴社.
- 内閣府編 (2016) 『自殺対策白書(平成28年版)』第1章第1節#10、内閣府.
- 内閣府 (2014) 「国際的にみた自殺の状況と外国人の自殺の状況」『自殺対

- 策白書』35.
- 岡 知史 (1986) 「セルフ・ヘルプ・グループへの専門的援助について」『地球福祉研究』14, 61-68.
- 岡 知史 (1991) 『セルフヘルプグループ (本人の会) の研究 - 「わかちあい」「ときはなち」「ひとりだち」』六甲出版.
- 岡 知史 (1999) 『セルフヘルプグループ』星和書店.
- 岡 知史 (2012) 「自死遺族の自助グループと悲しみについての考え方：悲しみは愛おしさとともに」(全国自死遺族フォーラム2012基調講演) 1-15.
- 岡本洋子 (2017) 「自死遺族における二次被害とは何か―聞き取り調査による実態と背景」『社会関係研究』23(1),39-83.
- 斎藤幸光 (2014) 「自死と向き合う―かいま見た青年の生と死」『新・司法書士始末記』日本評論社、213-223.
- 清水新二(2009) 「自死という用語―なぜ言葉の置き換えなのか」『現代のエスプリ』501(4),220-223.
- 清水新二 (2015) 「当事者世界と非当事者世界の切り結び」『News Letter #49』(グリーンケア・サポートプラザ) 1 - 5..
- 杉山 春 (2016) 「自死は向き合える」第1回『世界』Nov. no.888 岩波書店.
- 田畑邦治 (2015) 「死別の痛み悲しみに寄り添うところ―日本的な文化伝統のなかから学ぶ」『News Letter』(グリーンケア・サポートプラザ) (50)1-4.
- 田中幸子 (2009) 「自死遺族支援二次被害実態と望まれる対応―自死遺族の立場から」『現代のエスプリ』501(4), 50-59.
- 田中幸子 (2016) 「自死 (遺族) 問題とは」『差別禁止法制定を求める当事者の声②自死 (遺族) 問題のいま』一般社団法人 部落解放・人権研究所、5-16.
- 田辺 等 (2009) 「自助グループによる自死遺族支援を考える―AAアルコールクス・アノニマスから学ぶ」『現代のエスプリ』501(4), 105-115.

上野正吉、小竹明（1965）「自殺」『世界大百科事典』10, 161、平凡社.

World Health Organization (2014) *Preventing Suicide: a global Imperative*. (=2014 小高真美、高井美智子、山内貴史ほか『自殺を予防する世界の緊急課題』（独）国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防センター.）

山口和浩、根岸親、藤原匡宣（2008）「自死遺族が直面する現実」『自殺実態白書2008【第二版】』自殺実態解析プロジェクトチーム編、NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク.

山崎喜比古・三田優子（1995）「セルフ・ヘルプ・グループの展開とその意義」、園田恭一・川田智恵子編『健康観の転換』東京大学本出版会, 175-92.

全国自死遺族連絡会（2012）『会いたい』明石書店.

別紙 (全国の自死遺児・遺族の支援ネットワーク)

- ・ NPO法人 生と死を考える会 全国協議会 44の各地域会員で活動 (2013年現在)
- ・ NPO法人 国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター (自殺防止センター東京)
- ・ NPO法人 国際ビフレンダーズ 大阪 自殺防止センター
- ・ NPO法人 国際ビフレンダーズ 宮崎 自殺防止センター
- ・ NPO法人 自死遺族支援ネットワークRe
- ・ NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク
- ・ NPO法人 おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ
- ・ 特定非営利活動法人 心に響く文集・編集局
- ・ ほほえみネットワーク (正式名称: ウィドウ・サポート協会)
- ・ ルーテル学院大学附属 人間成長とカウンセリング研究所・グリーン研究会
(Personal Growth and Counseling Center :PGC)
- ・ リメンバー名古屋自死遺族の会 (通称: リメンバー名古屋)
- ・ リメンバー福岡自死遺族の会
- ・ わかちあいの会 風舎
- ・ 日本いのちの電話連盟事務局
- ・ 愛児・子喪失家族連絡会 (めんどりの集い)
- ・ 過労死110番全国ネット事務局 (過労死弁護団全国連絡会議事務局)
- ・ こころのカフェきょうと (自死遺児サポートチーム)
- ・ 自殺対策に取り組む僧侶の会
- ・ 多重債務による自死をなくす会 (秋桜: Cosmos)
- ・ 福島自死遺族ケアを考える会 れんげの会
- ・ 分かちあいの会 あんだんて
- ・ 秋田グリーンケア研究会
- ・ あすなろの会 (自死遺族交流会)

- ・心といのちを考える会
- ・佐賀 “ビッグフット”分かち合いの会
- ・自死遺族の集い（神奈川）
- ・自死遺族の集い（福島県）
- ・自死遺族の集い（横浜市）
- ・仙台グリーフケア研究会 わかちあい
- ・凧（なぎ）の会 おうみ
- ・虹の会
- ・浜松わかちあい
- ・わかちあい「自死遺族の集い」（東京都西多摩保健所）

**Coping with the social problems of prejudice and discrimination against
jishi-izoku (families bereaved through suicide)**

OKAMOTO Yoko

With the expansion of various measures to prevent suicides in Japan, there appears to be some success in decreasing suicides gradually in recent years and we can see that the numbers of suicides in 2016 were 21,897, a decrease of 2,128 compared with 2015.

However, there are about 20,000 suicides annually, and the provisional figure of *jishi-izoku*=bereaved families through suicide suggests the number of those affected is at least 300,000. Despite the numbers of *jishi-izoku*, there have been few measures to address the problems they suffer through prejudice and discrimination because of suicides.

The Basic Act on Suicide Prevention (Countermeasures) discusses the consideration of honor and peaceful daily lives for all those concerned. This means that these people should not be treated unfairly, put at a disadvantage, or be insulted.

But now, *jishi-izoku* themselves have taken action on the problematic issues of prejudice and discrimination in Japanese society, forming associated groups to communicate, and setting up nationwide networks to exchange information. Moreover, understanding professionals; lawyers, judicial scriveners, scholars etc. have begun to give *jishi-izoku* advices and supports.

This paper examines these movements and developments and suggests how to deal with the difficulties *jishi-izoku* have in coping with the problems of prejudice and discrimination by suicide.